



④ 林業機械

- ア 機械の規模、性能等が利用計画等からみて適正であること。
- イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

ア 林業者等の組織する団体(※1)

次に掲げる(ア)~(ウ)のいずれかに該当する団体とする。

- (ア) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された協業組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合であつて林業関係者が主たる構成員となっているもの若しくは当該事業協同組合が構成員となっている協同組合連合会。
- (イ) 地方公共団体及び林業関係者が主たる構成員となっているもの若しくは当該事業協同組合が構成員となっている協同組合連合会。
- (ウ) 林業関係者が主たる構成員となっている団体で、次の要件を満たしており、都道府県知事が適当と認めるもの。
  - a 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、又は整備されることが明らかであること。
  - b 事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に従つて事業が実施されることが確実であること。
  - c 事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること。

イ 施業受託者(※2)

次に掲げる(ア)及び(イ)を満たす事業者とする。

- (ア) 5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立していること。
- (イ) 取組内容(施業委託契約、森林施業計画等)を地域の森林所有者等に公表していること。

② 林業機械作業システム整備の対象地域(※3)

原則として、IV齢級からVII齢級の民有人工林がおおむね900ha以上集团的に存在し、かつ、森林法(昭和26年法律第249号)第5条に定める地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要があると定められている森林の占める割合が全国平均以上である市町村等とする。  
ただし、以下についてはこの限りではない。

ア 「水土保全森林緊急間伐実施事業の運用について」(平成10年4月8日付け林野基第292号林野庁長官通知)により、水土保全森林緊急対策実施地域として指定された市町村。

イ 森林の公益的機能の高度発揮や効率的、一体的な間伐の実施を図ることが必要な民有林について、次の(ア)及び(イ)の要件をすべて満たすものであること。

- (ア) 事業主体が低コスト路網に取組み、かつ、森林施業プランナー育成に取り組むこと。
- (イ) (ア)に取り組む30haの団地を3箇所以上、若しくは90ha以上の団地を設定していること。

ウ イにおいて実施する場合を「緊急間伐促進型」、それ以外を「森林整備促進型」とする。

③ 林業機械作業システム整備のうち貸付を行う事業については、次の要件を満たすものとする。(※4)

ア 事業主体は、貸付について管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、利用料、その他必要な事項を明らかにすることとする。

イ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。

ウ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金)÷耐用年数×年間管理費」以下であること。

エ 利用者は、林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

- 3 ①森林フィールド整備  
 ②学習展示施設整備  
 ③森林環境教育活動施設整備  
 ④共同利用施設整備

事業内容：森林整備の促進を図るため、森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する森林・施設を整備し、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育及び市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習を推進する。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体										備考			
					①都道府県	②市町村	③ <small>当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区</small>	④流域活性化センター・林業										
教育の森整備	①森林フィールド整備、②学習展示施設整備、③森林環境教育活動施設整備、④共同利用施設整備	①森林フィールド、②学習展示施設、③森林環境教育活動施設、④共同利用施設	①森林整備（実習林、観察林、モデル林等）、森林学習歩道、休憩施設、林間活動空間、学習広場、ピオトープ、標識類、②もりの科学館、学習展示品、林業体験施設、③観察施設、炭焼き体験施設、木工・自然素材の細工等文化体験施設、④取付・管理道路、駐車場、管理棟・案内所、給排水施設、衛生施設、炊飯施設、キャンプサイト、案内板、その他基盤整備に必要な施設	-	4/10	4/10	1/3	4/10										1 森林学習歩道、森の科学館の交付率は1/2以内。 2 1の規定に関わらず、当該森林が所在する地方公共団体以外が協定により実施する場合の交付率は定額1/3以内。

(1) 採択基準  
 1 事業費は、おおむね500万円以上とする。



( 1 ) 細則

① 事業主体について

ア 林業者等の組織する団体( ※1)

(ア) 林業を営む者( 特用林産物の生産を行う者を含む。 )、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者( 原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。 )となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができること認められる団体( 中小企業等協同組合を含む。 )とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

イ 地方公共団体等が出資する法人( ※2)

(ア) 林業を営む者( 特用林産物の生産を行う者を含む。 )、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会( これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。 )及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができること認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

6 路網整備

事業内容：林業生産性の向上を通じて、森林の施業又は経営の集約化が促進されることを目的として、林業生産基盤の整備を図るために必要な作業道及び作業路の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体												備考				
					①市町村	②森林組合	③合生産森林組	④合森林組合連	⑤の森林協業者	⑥する地域材を法人※1利用	⑦※林業事業体										
林業構造確立施設の整備	路網整備	作業路網整備	作業道開設、作業路開設	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	1/2										
地域材の水平連携加工システム整備※3					1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-										
製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備※4					1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-										
沖縄林業構造確立施設の整備					2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	-	2/3										

(1) 採択基準

- ① 機能要件
  - 受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が、各都道府県が定める都道府県ごとの目標（（都道府県林業・木材産業構造改革プログラム等）以下、別表1において「都道府県の目標数値」という。）数値以上又は伸び率以上であること。
- ② その他の要件
  - ア 施業区域面積は、5ヘクタール以上とする。
  - イ 1事業の延長は、100メートル以上とする。
  - ウ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業主体について
    - ア 地域材を利用する法人（※1）
      - (ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっておりかつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、木材安定取引協定の締結等に基づき一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。
      - (イ) 締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年5月24日法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）等必要な事項を定めるものとする。
      - (ウ) 施設費により整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。
    - イ 林業事業体（※2）
      - 次の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たしているものとする。
      - (ア) 年間3,000m³以上の素材生産実績があり、目標年度までに、5,000m³以上の素材生産量及び構造改革プログラムに記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できる事業体。
      - (イ) 提案型集約化施業の一環として路網整備を実施するa又はbのいずれかの要件を満たす事業体
        - a 施業集約化・供給情報集積事業実施要領（平成22年3月31日付け21林政経第305号林野庁長官通知）に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとし実践体制基礎評価（以下、「体制評価」という。）を受け認定された事業体
        - b 施業集約化・供給情報集積事業実施要領（平成22年3月31日付け21林政経第305号林野庁長官通知）に基づき、体制評価を受け認定された者と連携して事業を実行する事業体
- 上記a又はbの要件を満たす事業体は、目標年度までに、年間5,000m³以上の素材生産量を達成できるものとする。

- ② 交付対象とする作業道は都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。
- ③ 作業道及び作業路の整備と同時に、林業生産用機械を導入する場合、併せて1事業として事業費を算定できるものとする。
- ④ 地域材の水平連携加工システム整備（以下「水平連携システム」という。）における取組については、以下のとおりとする。（※3）
- ア 水平連携システムによる地域材利用量（原木換算）がおおむね50,000m<sup>3</sup>以上（原料転換のみ場合は、おおむね10,000m<sup>3</sup>以上）となる地域材の利用拡大のための計画（以下「水平連携マスタープラン」という。）が作成されていることとし、水平連携マスタープランに示された目標の達成に資するものとする。
- イ 事業主体は、都道府県が作成する林業・木材産業構造改革プログラム及び水平連携マスタープランに水平連携促進事業体（原木安定供給）として位置づけられているものとする。
- ウ 事業主体の素材生産規模は5,000m<sup>3</sup>/年以上とする。
- エ 事業主体は、需要者（連携等に取り組もうとする製材工場等の事業主）と木材安定取引協定等を締結することにより、需要者へ間伐材等を安定的に供給することとする。なお、木材安定取引協定等においては、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）等必要な事項を定めるものとする。
- オ 事業主体の木材安定取引協定等の締結に係る地域材量は、事業計画量のおおむね70%以上を超えるものとする。
- ⑤ 製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備（以下「チップ供給モデル整備」という。）における取組については、以下のとおりとする。（※4）
- ア チップ供給モデル整備による地域材利用量がおおむね30,000m<sup>3</sup>以上（原木換算）となるチップの安定供給のための計画（以下「間伐材チップマスタープラン」という。）が作成されていることとし、間伐材チップマスタープランに示された目標の達成に資するものとする。ただし、ここでいう地域材利用量とは、チップを消費する製紙工場等1工場あたりの利用量とする。
- イ 事業主体は、都道府県が作成する林業・木材産業構造改革プログラム及び間伐材チップマスタープランに製紙用チップ供給促進事業体として位置付けられているものとする。
- ウ 間伐材チップマスタープランに位置付ける事業主体は、「製紙用間伐材チップの安定供給支援事業」によりチップの安定供給体制が構築されている地域において、安定供給を担う事業体として位置付けられていること。
- エ 事業主体の素材生産規模は5,000m<sup>3</sup>/年以上とする。
- オ 事業主体は、需要者（チップの安定供給に取り組もうとするチップ工場等の事業主）と木材安定取引協定等を締結することにより、需要者へ間伐材等を安定的に供給することとする。なお、木材安定取引協定等においては、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）等必要な事項を定めるものとする。
- カ 事業主体の木材安定取引協定等の締結に係る地域材量は、事業計画量のおおむね70%以上を超えるものとする。
- （3）その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

7 効率化施設整備

事業内容： 効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体									備考	
					①市町村	②森林組合	③合生産森林組合	④森林組合連	⑤の森林協業者	⑥林業者等の組織する団体※1	⑦地方公共団体等が出資する法人(第3セクタ1等)※2	⑧地域材を利用する法人※3	⑨林業事業者		
林業構造確立施設の整備	効率化施設整備	効率化作業基地整備	空輸作業基地造成・作業ポイント	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	1/2	<p>1 林業生産施設におけるプロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、スキッド、フォワーダ、ハーベスタ、ロングリーチハーベスタ、グラップル、ロングリーチグラップル及びそれに類する性能を有すると認められる機械の整備について取り組む場合、次の①～③をすべて満たす者は、交付率を1/2以内とする。</p> <p>① 施業集約化・供給情報集積事業実施要領(平成22年3月31日付け21林政経第305号林野庁長官通知)に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制基礎評価を受け認定されていること</p> <p>② 年間5,000m<sup>3</sup>以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m<sup>3</sup>以上の素材生産量を達成できること</p> <p>③ 目標年度までに構造改革プログラムに記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること</p> <p>2 林業生産施設におけるスイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ及びロングリーチグラップルの交付率並びに林業機械広域利用施設におけるスイングヤーダ及びロングリーチハーベスタの交付率は、それぞれ4/10以内。</p> <p>3 1及び2以外の機械及び付帯施設にあっては、1/3以内(ただし、沖縄県にあっては2/3以内。)</p>	
		林業生産施設	林業生産用機械	-	1/3	1/3	1/3	-	1/3	1/3	-	1/3	-		1/3
			林業生産施設装置	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	-		1/2
		基盤整備用施設	基盤整備用機械	1/3	1/3	1/3	1/3	-	1/3	1/3	-	1/3	-		1/3
		林業機械広域利用施設※6	広域利用林業機械	-	1/3	-	1/3	-	1/3	1/3	-	-	-		-
地域材の水平連携加工システム整備※4	効率化施設整備	効率化作業基地整備	空輸作業基地造成・作業ポイント	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	1/2	-		
		林業生産施設	林業生産用機械	-	1/3	1/3	1/3	-	1/3	1/3	1/3	-	-		
			林業生産施設装置	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	-		
		基盤整備用施設	基盤整備用機械	1/3	1/3	1/3	1/3	-	1/3	1/3	1/3	-	-		
		林業機械広域利用施設※6	広域利用林業機械	-	1/3	-	1/3	-	1/3	1/3	-	-	-		
製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備※5	効率化施設整備	効率化作業基地整備	空輸作業基地造成・作業ポイント	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	1/2	-		
		林業生産施設	林業生産用機械	-	1/3	1/3	1/3	-	1/3	1/3	1/3	-	-		
			林業生産施設装置	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	-		
		基盤整備用施設	基盤整備用機械	1/3	1/3	1/3	1/3	-	1/3	1/3	1/3	-	-		
		林業機械広域利用施設※6	広域利用林業機械	-	1/3	-	1/3	-	1/3	1/3	-	-	-		
沖縄林業構造確立施設の整備	上記に同じ			2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	-	2/3			

(1) 採択基準

① 機能要件

- ア 基盤整備用機械以外： 受益範囲において、素材の生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として都道府県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。
- イ 基盤整備用機械： 受益範囲において、素材の生産量若しくは素材生産性若しくは路網延長(密度)等の目標が原則として都道府県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

ア すべての事業主体について

(1) の①の機能要件に加え、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、市町村、ウのうち地方公共団体がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人及び林業機械広域利用施設の整備を実施する事業主体を除く。

(ア) 年間3,000m<sup>3</sup>以上の素材生産実績があり、目標年度までに、5,000m<sup>3</sup>以上の素材生産量及び構造改革プログラムに記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること。

(イ) 下記のa又はbのいずれかの要件を満たす者

a 施業集約化・供給情報集積事業実施要領(平成22年3月31日付け21林政経第305号林野庁長官通知)に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして体制評価を受け認定された者

b aによる体制評価を受け認定された者と連携して事業を実行する者

上記a又はbの要件を満たす者は、目標年度までに、年間5,000m<sup>3</sup>以上の素材生産量を達成できるものとする。

イ 林業者等の組織する団体(※1)

5の(1)の①のアに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人(※2)

5の(1)の①のイに準ずる。

エ 地域材を利用する法人(※3)

6の(2)の①のアに準ずる。

② 水平連携システムにおける取組について(※4)

6の(2)の④に準ずる。

③ チップ供給モデル整備における取組について(※5)

6の(2)の⑤に準ずる。

④ 効率的な作業の実施による生産性の向上を図るために、林業機械広域利用施設の整備を行う事業は、広域利用林業機械の貸付を行う者に対し、当該機械の貸付を行うために必要な経費の10分の4以内または3分の1以内を補助するものであって、次の要件を満たすものとする。(※6)

ア 事業主体は、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は地方公共団体等が出資する法人であって、広域利用林業機械の貸付を行うものであること。

イ 広域利用林業機械の貸付を受ける者(以下「利用者」という。)は、林業生産活動に積極的に取り組み、又は今後積極的に取り組む意思のある林業事業体であること

ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業事業体であること。

エ 広域利用林業機械とは、高性能林業機械(プロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、スキッダ、フォワーダ及びハーベスタ)及びそれに類する性能を有すると認められる機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金)÷広域利用林業機械の耐用年数×年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

キ 利用者は、広域利用林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること

ク 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

8 特用林産物活用施設等整備

事業内容：特用林産物の生産体制の整備・強化、複合経営を実施することにより、生産活動の安定化及び林業者の所得の向上を図るため、特用林産物の生産・加工・販売等に必要な施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体											備考		
					① 都道府県	② 市町村	③ 1 森林組合※	④ 合 生 産 森 林 組	⑤ 合 会 森 林 組 合 連	⑥ 合 農 業 協 同 組	⑦ 合 農 業 協 同 組	⑧ 人 農 事 組 合 法	⑨ 林 業 者 等 の 組 織 ※ 2	⑩ の 竹 材 関 連 業 者 等 ※ 3	⑪ 地 方 公 共 団 体 等 が 出 資 する 法 人 ( ※ 4 第 3 セ ク ター 等 ) ※ 4			
沖縄林業構造確立施設の整備	特用林産物活用施設等整備	①特用林産物生産基盤整備※5、②特用林産物生産施設※6、③特用林産物加工流通施設※6・7、④廃床等活用施設、⑤特用林産物獣害対策施設、⑥緑化木生産施設	①特用樹林造成、山菜・薬草等造成、作業道等整備、ほだ場等造成、②特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械、③特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械、④廃床等活用施設装置、廃床等活用機械、⑤特用林産物防護施設装置、⑥緑化木生産施設装置、緑化木生産用機械	○	2/3 (④、⑤に限る。)	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	-	2/3			
特用林産の振興施設整備		①特用林産物生産基盤整備※5、②特用林産物生産施設※6、③特用林産物加工流通施設※6・7、④廃床等活用施設、⑤特用林産物獣害対策施設	①特用樹林造成、山菜・薬草等造成、作業道等整備、ほだ場等造成、②特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械、③特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械、④廃床等活用施設装置、廃床等活用機械、⑤特用林産物防護施設装置		1/2 (④、⑤に限る。)	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/3	1/2			

( 1 ) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。

( 2 ) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合(※1)

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体となる場合は、「森林組合系統による取組の推進のための事務手続について」(平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

5の(1)の①のアに準ずる。

ウ 竹材関連業者等の組織する団体(※3)

(ア) 竹材の加工業を営む者が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体(中小企業等協同組合及び協業組合を含む。)とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び竹材関連の企業、団体等が主たる構成員又は出資者(地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

(ウ) 竹材関連業者等が組織する団体が事業主体となるのは、竹材の利用促進の取組を行う場合に限るものとする。

エ 地方公共団体等が出資する法人(※4)

5の(1)の①のイに準ずる。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。(※5)

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ha以上とする。ただし、竹林改良以外の改良にあつては0.3haとする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

ウ 緑化木に係る事業については、環境緑化の需要見通し等を十分に検討して計画を樹立するものとする。

③ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。(※6)

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

④ 特用林産物加工流通施設(集出荷施設に限る。)の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。(※7)

⑤ 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付を行うことができることとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者(以下「利用者」という。)は、林業(特用林産物)生産活動に積極的に取り組む意志のある林業事業体(6の(2)の①のイに規定するもの以外の林業事業体も含む。)であること。

ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業事業体(6の(2)の①のイに規定するもの以外の林業事業体も含む。)であること。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(事業費－補助金)÷施設の耐用年数×年間管理費」以下であること。

オ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施することとする。

カ 利用者は、施設を利用するに当たっては責任を持って行き、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告することとする。

キ 事業主体と利用者の間においては、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結することとする。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

⑥ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1.2の(2)の(注)の1アを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

9 地域産物活用施設整備 事業内容：地域産物を有効活用するとともに、林業者の就業機会の確保、所得の向上を図るため、林産物等の地域産物の加工・販売等に必要な施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体										備考			
					① 市町村	② 森林組合※	③ 生産者組合	④ 森林組合連合会	⑤ 農業協同組合	⑥ 農業協同組合連合会	⑦ 農事組合法人	⑧ 林業者等の組織する団体※2	⑨ 地方公共団体等が出資する法人(※3)					
林業構造確立施設の整備	地域産物活用施設整備	地域産物加工販売施設	木工芸品・民芸品等加工販売施設装置、地域特産物加工販売施設装置、地域産物加工販売用機械	○	4/10	4/10	4/10	4/10	-	-	-	4/10	4/10					機械及びその附帯施設の交付率は1/3以内。(ただし、沖縄県にあっては2/3以内。)
		林産物展示販売施設	林産物展示販売施設装置、展示販売用機械		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2					
沖縄林業構造確立施設の整備	地域産物活用施設整備	地域産物加工販売施設	木工芸品・民芸品等加工販売施設装置、地域特産物加工販売施設装置、地域産物加工販売用機械		2/3	2/3	2/3	2/3	-	-	-	2/3	2/3					
		林産物展示販売施設	林産物展示販売施設装置、展示販売用機械	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3					

(1) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、当該活用を図る林産物等の販売額若しくは生産額若しくは生産量若しくは流通コスト等の目標が原則として都道府県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合(※1)

8の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

5の(1)の①のアに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)

5の(1)の①のイに準ずる。

② 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1.2の(2)の(注)の1アを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。



11 活動拠点施設整備

事業内容：林業者の研修、集会等の活動の充実・強化及び林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るため、林業者の活動の拠点となる施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体											備考		
					① 都道府県	② 市町村	③ 森林組合※1	④ 森林組合連合会	⑤ 林業者等の組織する団体※2	⑥ 地方公共団体等が出資する法人※3	⑦ 者PFI事業							
林業構造確立施設の整備	活動拠点施設整備	①林業総合センター、②林業情報処理施設※4、③移動通信連絡施設	①林業総合センター、②情報処理機械施設、情報処理センター、③移動通信連絡施設	-		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2						林業総合センター及びこれらの付帯施設の交付率 ○建築する面積が300平方メートル以下：1/2以内 ○301平方メートル以上～1,000平方メートル以下：{(300×1/2+(建築する面積-300)×4/10)÷建築する面積}以内 なお、建築する面積は、延べ面積で整数とし、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。交付率は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。(ただし、沖縄県にあっては、2/3以内。)
		技術訓練施設	技術訓練用建物、技術訓練用備品、技術訓練用機械器具	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2							
沖縄林業構造確立施設の整備		①林業総合センター、②林業情報処理施設※4、③移動通信連絡施設	①林業総合センター、②情報処理機械施設、情報処理センター、③移動通信連絡施設	-		2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3						
		技術訓練施設	技術訓練用建物、技術訓練用備品、技術訓練用機械器具	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3						

(1) 採択基準

- ① 機能要件  
受益範囲において、活動拠点の利用者数等の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② その他の要件  
ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。  
イ 林業総合センターの規模は、1,000平方メートル以下のものとする。  
ウ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業主体について  
ア 森林組合(※1)  
8の(2)の①のアに準ずる。  
イ 林業者等の組織する団体(※2)  
5の(1)の①のアに準ずる。  
ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)  
5の(1)の①のイに準ずる。
- ② 林業情報処理施設として森林GIS(地理情報システム)を整備する場合において、既に都道府県等が森林GISを整備している場合は、事業主体は整備されたデータの相互利用を図るように努めること。(※4)

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

12 生活環境施設整備

事業内容：林業者等の生活環境を改善し、定住化を促進するために必要な施設の整備を行う事業とする。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体										備考			
					①市町村	②1 森林組合※	③森林組合連	④林業者等の組織※2										
林業構造確立施設の整備	生活環境施設整備	①連絡道整備※3・4、②山村広場施設、③集落水利施設	①連絡道開設、連絡道改良、連絡道舗装、②山村広場、駐車場等、③簡易給排水施設、防火用水槽	-	1/2	1/2	1/2	1/2										山村広場施設及び集落水利施設（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「法」という。）第2条の地震防災緊急事業5箇年計画以下「地震防災緊急事業5箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち法別表1に定める耐震性貯水槽及び貯水槽に該当するものを除く。）並びにこれらの付帯施設にあっては、4/10以内。（ただし、沖縄県にあっては、2/3以内。）
沖縄林業構造確立施設の整備		①連絡道整備※3・4、②山村広場施設、③集落水利施設	①連絡道開設、連絡道改良、連絡道舗装、②山村広場、駐車場等、③簡易給排水施設、防火用水槽	-	2/3	2/3	2/3	2/3										

(1) 採択基準

- ① 機能要件  
受益範囲において、生活環境関連の利用者数等の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② その他の要件  
ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする事。  
イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業主体について  
ア 森林組合（※1）  
8の（2）の①のアに準ずる。  
イ 林業者等の組織する団体（※2）  
5の（1）の①のアに準ずる。
- ② 生活環境施設整備のうち集落水利施設の整備を行うに当たって、備考欄の耐震性貯水槽とは、消防担当部局と連携して整備する耐震性貯水槽であって消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け消防消第69号通知）別表第3の第1に定める規格に適合する防火水槽とする。
- ③ 生活環境施設整備については、他の施設と一体的に行うこととする。
- ④ 生活環境施設整備のうち連絡道の整備を行うに当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として採択するものとし、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める構造を有しており、原則として自動車道2級及び自動車道3級とする。  
ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として採択することができるものとする。（※3）
- ⑤ 連絡道の整備に係る用地の取得又は貸借に要する補償費については、「森林整備事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に定めるところに準ずるものとし、連絡道の整備に係るもの以外は、施設費の対象としないものとする。（※4）

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。





( 1 ) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量(加工量、流通量、乾燥量)若しくは製材の生産性若しくは乾燥材の割合等の目標が原則として都道府県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること又は当該施設と一体となる加工施設等について機能要件を満たしていること。(環境対策等の施設については、構造改革プログラムに示す定性的目標に即していること。)

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

( 2 ) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合(※1)

8の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

5の(1)の①のアに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)

5の(1)の①のイに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体(※4)

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっておりかつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体(中小企業等協同組合及び協業組合を含む。)とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者(地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

オ 地域材を利用する法人(※5)

6の(2)の①のアに準ずることとし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。ただし、木のまち・木のいえ環境モデル整備について取り組む場合は、次のとおりとする。

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっておりかつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人。

(イ) 防・耐火処理や防腐処理等を施した地域材製品、品質・性能等が明示された地域材製品の生産に取り組む者であり、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

カ 事業主体は、木材処理加工施設の整備にあたり、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定取得に努めることとする。

② 木材処理加工施設の整備を行う事業について(※6)

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

③ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。(※7)

④ 水平連携システムにおける取組については、以下のとおりとする。(※8)

6の(2)の④のア・イ・オに準ずることとする。ただし、イについては、水平連携マスタープランに水平連携促進事業体(生産品目等転換又は品質向上・物流効率化又は原料転換)として位置付けられていることとし、地域の素材生産業者等と木材安定取引協定等を締結するものとする。なお、木材安定取引協定等においては、樹種、取扱量、期間(原則としておおむね5年間)等必要な事項を定めるものとする。

ア 生産品目等転換について

事業主体の規模は、原則として、現状の素材消費量(原木換算)が、おおむね10,000m<sup>3</sup>未満とし、生産した製品のおおむね70%以上を品質向上・物流効率化に取り組む事業体へ納品するものとする。

イ 品質向上・物流効率化について

事業主体は、生産品目等転換に取り組む事業体から納品される製品の乾燥仕上・高次加工を行うことが可能な規模の施設を有するもの又は本事業により施設整備を行うものとし、かつ、JAS認定事業体若しくは本事業によりJAS認定の取得が確実な事業体であることとする。なお、事業主体の事業別の規模又は能力については、次のとおりとする。

a 製材 地域材消費量10,000m<sup>3</sup>/年以上、b 集成材加工 地域材消費量(原木換算)10,000m<sup>3</sup>/年以上、c 合・単板加工 地域材消費量10,000m<sup>3</sup>/年以上、d チップ加工 地域材消費量(原木換算)10,000m<sup>3</sup>/年以上、e プレカット加工 地域材製品出荷量(原木換算)12,000m<sup>3</sup>/年以上、f 木材集出荷 地域材取扱量(原木換算)30,000m<sup>3</sup>/年以上

ウ 原料転換について

事業主体は、事業計画期間内に当該加工施設において加工する原木の全てを国産材へ転換するものとする。

⑤ チップ供給モデル整備における取組については、以下のとおりとする。(※9)

ア 6の(2)の⑤のア・イ・ウ・カに準ずることとする。ただし、事業主体は、地域の素材生産業者等と木材安定取引協定等を締結するものとする。なお、木材安定取引協定等においては、樹種、取扱量、期間(原則としておおむね5年間)等必要な事項を定めるものとする。

イ 事業主体の地域材(丸太)消費量(原木換算)が、「森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領(平成20年3月31日付け19林政経第310号林野庁長官通知)」第2に基づき計画において10,000m<sup>3</sup>/年以上と計画されており、このうち間伐材消費量が、年間の地域材消費量の概ね2割以上又は5,000m<sup>3</sup>/年以上であるものとする。

⑥ 木のまち・木のいえ環境モデル整備における取組については、以下のとおりとする。(※10)

ア 当該事業による、最終加工製品の生産及び供給の計画(以下「木のまち・木のいえマスタープラン」)が作成されていることとし、木のまち・木のいえマスタープランに示された目標の達成に資するものとする。

イ 地域材製品の産地の明確化等の仕組みづくりに努めることとする。

⑦ 市町村が事業主体となるのは、貸付に係る木材処理加工施設に限る。(※11)

⑧ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材産業構造改革整備及び沖縄林業構造確立施設の整備に限る。

イ 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。(以下、「貸付高次加工施設」という。)

ウ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。(以下、「貸付環境対策施設」という。)

⑨ ⑧のイの貸付高次加工施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金)÷耐用年数+年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

⑩ ⑧のウの貸付環境対策施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑨のエ～クに準じる。

⑪ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1.2の(2)の(注)の1アを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

14 森林バイオマス等活用施設整備 事業内容：森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体											備考	
					①市町村	②森林組合※1	③生産森林組合	④森林組合連合会	⑤林業者等の組織する団体※2	⑥地方公共団体等が出資する法人※3	⑦木材関連業者等の組織する団体※4						
林業構造確立施設の整備		森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置、森林資源再処理施設装置、森林バイオマス再利用促進用機械	○	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-						機械及びその附属施設の交付率は1/3以内。(ただし、沖縄県にあっては、2/3以内。)
		木質エネルギー等利用促進施設※5	木質エネルギー等利用促進施設装置、木質エネルギー等利用促進用機械		-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-						
木材産業構造改革整備	森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置、森林資源再処理施設装置、森林バイオマス再利用促進用機械	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/3							
		木質エネルギー等利用促進施設※5	木質エネルギー等利用促進施設装置、木質エネルギー等利用促進用機械	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/3							
沖縄林業構造確立施設の整備		上記に同じ		2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3							

(1) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること。(環境対策等の施設については、構造改革プログラムに示す定性的目標に即していること。)

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合(※1)

8の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

5の(1)の①のアに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)

5の(1)の①のイに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体(※4)

13の(2)の①のエに準ずる。

- ② 木質エネルギー等利用促進施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。(※5)  
 ア 既存又は新設の製材施設、森林空間活用施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。  
 イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。
  - ③ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、13木材加工流通施設整備の細則の⑧のイに規定する貸付高次加工施設又はウに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、13木材加工流通施設整備の細則の⑨又は⑩の要件を原則として満たすものとする。
  - ④ 収支を伴う施設について  
 表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1.2の(2)の(注)の1アを参照のこと。
- (3) その他  
 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

15 需要拡大施設整備 事業内容：地域内で生産される木材の需要の拡大とともに新たな用途を開発するため、展示販売施設の整備等を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体											備考		
					① 都道府県	② 市町村	③ 1 森林組合※	④ 森林組合	⑤ 林業者等の組織※2	⑥ 地方公共団体等が出資する法人(※3)	⑦ 4 ※の木材関連する業者等							
林業構造確立施設の整備	需要拡大促進施設整備	需要拡大促進施設	需要拡大促進施設装置、木材活用DIY施設装置、需要拡大促進用機械	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-							機械及びその附帯施設の交付率は1/3以内。(ただし、沖縄県にあっては、2/3以内。)
木材産業構造改革整備					1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	4/10							
沖縄林業構造確立施設の整備					2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3							

- (1) 採択基準
- ① 機能要件  
 受益範囲において、需要拡大関連の利用者数等の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること。
  - ② その他の要件  
 ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。  
 イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- (2) 細則
- ① 事業主体について  
 ア 森林組合(※1)  
 8の(2)の①のアに準ずる。  
 イ 林業者等の組織する団体(※2)  
 5の(1)の①のアに準ずる。  
 ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)  
 5の(1)の①のイに準ずる。  
 エ 木材関連業者等の組織する団体(※4)  
 13の(2)の①のエに準ずることとし、政策目標「木材利用及び木材産業体制の整備推進」に係る事業を実施した場合に限るものとする。(ただし、沖縄県を除く。)
- (3) その他  
 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

16 医療・社会福祉関連施設整備 事業内容：医療施設、社会福祉施設等における木質内装、木製外構施設、木製遊具の整備を行う事業とする。

- 17 学校関連施設整備 事業内容：転用された余裕教室の木質内装、学校に複合して整備する木造公共施設、部室や外構等の木造学校周辺施設、地域間交流のための木造研修施設、環境を考慮した学校施設（エコスクール）のパイロット・モデル事業による学校施設の木質内装の整備を行う事業とする。
- 18 先駆的施設整備 事業内容：低コスト化、耐火性能の向上、環境負荷低減など先駆性のある木造公共施設、木質内装、木製外構施設の整備を行う事業とする。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体												備考	
					① 都道府県	② 市町村	③ 地方公共団体 <sup>1</sup> が 出資する法人※	④ PFI事業	⑤ 特別区	⑥ 地方公共団体	⑦ 社会福祉法人	⑧ 医療法人						
木造公共施設整備	医療・社会福祉関連施設整備	医療・社会福祉関連施設	木質内装、木製外構施設、木製遊具※2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2						
	学校関連施設整備※3	学校関連施設	木造公共施設、木造研修施設、木造部室、その他の木造施設、余裕教室木質内装、学校施設木質内装、木製外構施設	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	-						
	先駆的施設整備	先駆的施設	木造施設、木質内装、木製外構施設	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-						

(1) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、事業費（単位面積）当たりの地域材利用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数等の目標が原則として都道府県の目標数値以上若しくは目標数値の伸び率以上であること、又は地域材の利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

② その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(2) 細則

① 事業主体について

地方公共団体が出資する法人（※1）

地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

② 地域材の利用促進に資するものとし、波及効果の高い施設とすること。

③ 施設の整備に当たっては、木の良さが積極的に発揮されるなど、展示効果が上がるよう配慮すること。

④ この事業により整備する施設は原則として地域材を利用すること。

⑤ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。

⑥ 医療・社会福祉関連施設における木製遊具整備は、原則として既設の施設へ木製遊具を追加整備するものであること。（※2）

⑦ 本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設を対象としない。

⑧ 他府省の所管事業で補助対象となっている施設等については対象としない。（ただし、上記事業種目の医療・社会福祉関連施設整備及び学校関連施設整備に該当するものは対象とする。）

⑨ 学校関連施設整備は以下の要件を満たしていること。（※3）

ア 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。

イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

ウ 学校施設の木質内装の整備については、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業実施要項」（平成19年3月23日付け18文科施第602号、18林政利第63号、19-03-19資庁第2号、環政経発第070323002号、環地温発第2006030839号、文部科学省大臣官房文教施設企画部、農林水産省林野庁経済産業省資源エネルギー庁、環境省総合環境政策局連名通知）の7に定める事業計画書の決定がなされていること。

⑩ 取組の成果について、他のモデルとなるよう広く普及すること。

⑪ 施設が整備される都道府県又は市町村において、公共施設等における木材利用推進に関する明確かつ具体的な方針・計画等が策定され、本事業による施設整備後も継続的な取組が行われることが確実に認められること。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

- 19 林地残材活用機材整備 事業内容：林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備を行う事業とする。
- 20 木質バイオマス供給施設整備 事業内容：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。
- 21 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 事業内容：公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入を行う事業とする。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業主体														備考
					① 都道府県	② 市町村	③ 1 森林組合	④ 2 森林組合	⑤ 3 農業協同組合	⑥ 4 農業協同組合	⑦ 5 農事組合法人	⑧ 6 林業者等の組織	⑨ 7 地方公共団体等が出資する法人(第3セクタ1等)※3	⑩ 8 木材関連業者等の組織する団体※4	⑪ 9 者 P F I 事業	⑫ 10 人社会福祉法	⑬ 11 合 一 部 事 務 組	⑭ 12 ※ 5 民間事業者	
木質バイオマス利用促進整備	林地残材活用機材整備	林地残材活用機材	林地残材活用機械	-	1/3	1/3	1/3	1/3	-	-	-	1/3	-	1/3	1/3	-	-	1/3	1 機械及びその附帯施設の交付率は1/3以内(備考3を除く)。 2 民間事業者が事業主体の場合であって、かつ、山村部等において未だ広く普及していない、①木質バイオマスをガス化又はエタノール発酵することによりエネルギー利用を行う木質バイオマス供給施設(単なる熱利用を除く。)、②技術の内容・普及度合い等からみて、①と同程度若しくはそれ以上の技術が採用されている、あるいは従来の技術の組み合わせにより工夫がされていると判断される木質バイオマス供給施設にあつては、交付率は2分の1以内とする。 3 木質バイオマス供給事業者と発電事業者等との安定供給・受入協定に基づき、5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材を原料とする発電用等木質バイオマスを年間1万m <sup>3</sup> (原木ベース)以上供給・利用するために必要な機材・施設にあつては、交付率は2分の1以内とする。
	木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設	木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械	○	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	1/3	
	木質バイオマスエネルギー利用施設整備※6	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	-	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	

(1) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること、又は未利用木質資源の利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合(※1)

8の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

5の(1)の①のアに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)

5の(1)の①のイに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体(※4)

13の(2)の①のエに準ずる。

オ 民間事業者(※5)

次の(ア)~(ウ)のいずれかの要件を満たす場合に限る。

(ア) 次の要件を満たす地域において木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む民間事業者で、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的とする事業者

a バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれる地域とするが、施設が設置される都道府県又は市町村において、木質バイオマスの利活用の推進のために定める具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができるものとする。

b 地域で発生し、利用可能な木質バイオマスのうち、1種類以上の木質バイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合(廃棄物系バイオマス90%以上又は未利用バイオマス40%以上)に相当する木質バイオマス量の利活用が図られる地域。

(イ) 森林所有者等と林地残材等の未利用木質バイオマスの安定的な需給に関する取引協定を締結する等により林地残材等の未利用木質バイオマスの利活用に取り組み当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める林地残材等の未利用の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラムに記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者。なお、B材・C材安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

(ウ) 地域における需給のマッチング等を通じた木質ペレット等の安定的な流通体制の整備を図る取組(木質バイオマス利用加速化事業のうち木質ペレット等地域流通整備事業)の実証事業者とする。

② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること。

③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備におけるペレットストーブ(貸付用を含む。)の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。(※6)

ア 木質バイオマス資源のエネルギーとしての利用を推進するため、原則として、同一の事業計画においてペレット製造施設の整備を行うこととすること。

イ 原則としてアのペレットの製造施設において生産されるペレットを利用すること。

ウ 事業主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金)÷耐用年数+年間管理費」以下であること。

オ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

カ 事業主体は、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。

④ 本事業を実施するために都道府県知事が定める事業計画はバイオマスタウン構想等と整合が図られているものとする。

⑤ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1.2の(2)の(注)の1アを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

22 地域提案型

(1) 経営的、技術的に斬新な事業又は前記各事業に準ずる事業で、当該都道府県等の特色及び性格に即して政策目標達成の促進を図る上で特に必要であり、施設費による取組として適切なものとする。

(2) 地域提案に係る交付率は、原則として前記各事業に係る交付率と同様とする。

23 市町村直接交付モデル整備

事業種目、実施主体等は、1~22に準ずる(5 花粉症対策採種・穂園整備等は除く。)。ただし事業主体は、国が定める者のほか、市町村長が指定する者も可とする。

(1) 採択基準

県域を越えて取り組む次のいずれかとする。

① 県域を越えて、2以上の事業主体が連携する。

② 事業主体が異なる市町村等に新たに施設整備をし、活動を拡大する。

( 2 ) その他の要件

- ① 整備は、既存の施設、都道府県経由の交付金により整備する施設等と連携する計画を立てることを前提として、いずれかの市町村内で取り組むこと。
- ② 都道府県同士が計画主体(実施主体)となる取組については、対象としない。
- ③ 北海道については、支庁界を県境とみなす。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ⑤ 1事業費は、おおむね50万円以上とする。